

○ 要望等の件数について（令和6年度）

令和6年度における要望等の件数は、次のとおりです。また、要望等のうち、不正な要望等又は不正な言動を伴う要望等の内容及び講じた措置は、(2)のとおりです。

(1) 要望等の件数

(単位：件)

要望者別 類型	件 数				
	個人	公職者	非営利の団体	事業者等	計
総務等関連	115	0	64	1	180
税務・財務関連	98	0	10	2	110
ごみ処理・リサイクル等関連	72	0	3	0	75
文化・市民生活関連	681	0	88	1	770
産業観光関連	360	6	51	21	438
保健福祉関連	409	1	33	3	446
環境保全関連	31	0	1	0	32
住宅・まちづくり関連	180	0	14	1	195
道路・公園等関連	593	150	68	35	846
消防関連	815	14	3	53	885
交通関連	159	0	46	0	205
上下水道関連	5	0	0	0	5
教育関連	442	83	102	75	702
子育て関連	289	3	17	3	312
合 計	4,249	257	500	195	5,201

(注) 要望等の件数については、以下のものを除いています。

- (1) 書面により提出された要望等のうち、申請としてなされたもの（住民票の交付申請等）
- (2) 公職者（本市並びに国及び他都市等の議員等、国及び他都市等の職員）からの資料要求
- (3) 市会議員から本会議及び委員会でなされた要望等（会派要望を含む。）

(2) 不正な要望又は不正な言動を伴う要望等の内容及び講じた措置

年月	事案の概要	講じた措置内容等
令和6年4月以降	<p>生活保護受給者である要望者は、バイクの自損事故の保険金を受領したところ、生活保護費の返還請求をさせないよう、職員に対して、電話や来庁にて執拗に脅迫行為を繰り返したため、警察へ被害届を提出、職務強要及び恐喝未遂の容疑で逮捕された。</p> <p>その後、執行猶予付きの判決が下り釈放され、釈放当日に再び生活保護の申請があり、保護が開始されたが、その後も職員への殺害予告やセクハラ発言等があり、原付バイクに乗車したまま庁舎内に侵入し警察を呼ぶ騒ぎとなることもあった。また、飲酒が疑われる状態で原付バイクで来庁し、再び警察を呼ぶ騒ぎを起こし、その後も深夜の宿直への脅迫行為、区役所敷地内へのゴミの不法投棄など、社会的相当性を逸脱する行為を繰り返した。</p>	<p>警察へ被害届の提出に向けた相談を行っていたところ、要望者は別件で逮捕された。</p> <p>所属では、対応方針を作成し職員に共有。定期的に放火想定避難訓練やさすまた訓練を実施している。</p>
令和6年6月	<p>要望者から収容物を返してほしいと電話で要望があった。要望者が返還希望する物は、既に他者に所有権が移った物で、所有権移行後に引取りに至った事案であり、職員から当該収容物の有無を含めてお答えができない、収容されていたとしても返還はできない旨の回答を行ったところ、要望者から暴言が続けられた。</p>	<p>警察へ相談し、警察のパトロールを強化してもらった。</p> <p>また、業務時間外等における施錠体制の強化等を行った。</p>
令和6年7月	<p>これまで複数回に渡り、大量の古紙を持ち込んでいる要望者が来所したため、職員から事業に伴って出た古紙であるかどうか質問したところ、要望者が激昂し、職員の至近距離に詰め寄り、怒声を上げて、高圧的に侮辱や人格を否定する言動を行った。</p>	<p>警察へ通報し、警察の立ち合いの下、事業から出た古紙は持ち込みできないことを再度伝えた。</p>
令和6年10月	<p>要望者は、大量の個人情報開示請求を行ったにも関わらず、様々な理由を挙げ、開示文書の引取りを拒否し、開示文書の保管を要望し続けてきた。</p> <p>要望者が来庁した際、開示文書の取扱いについて確認したところ、激昂し、腹部を露出し、対応した職員に腹部の手術痕を見せるなどして威嚇し、謝罪文の提出を要望した。</p> <p>また、要望者は生活保護受給者であり、保護費が振り込まれなかったことを理由に、公用車による区役所等への送迎を電話で要望した。</p> <p>さらに、他所属への取次ぎを繰り返し求めたうえ、対応記録の提出を求めた。対応記録を作成していない旨を伝えたところ、各法令違反を主張し、対</p>	<p>公用車による送迎、対応記録の作成、謝罪及び謝罪文の提出については拒否した。個人情報の開示請求は受理したが、不存在の決定を行った。</p>

	<p>応記録の作成、謝罪及び謝罪文の提出を要望した。</p> <p>加えて、存在しない個人情報の開示請求に対して、公文書を作成して開示するように執拗に要望した。</p>	
令和6年11月	<p>要望者は来庁し、保有個人情報の開示を受けた。</p> <p>その後、別の市民の対応が予定されていたため、要望者に退出するよう促したところ激高し、退出を求めた職員に対して謝罪を強要した。</p> <p>また、要望者が別件で請求していた保有個人情報の開示決定通知書及び対象公文書について、受取日が未定だったが、本日受け取ると要望したため、職員が当該通知書を示したところ、日付等が空白であったこと等に激怒した。日付は今から追記したうえで当該文書を交付する旨を伝えるも聞き入れず、職員の手から当該文書を奪い取ったため、日付を記入することができなかった。</p> <p>その後、要望者は、当該文書を破るしぐさをし、職員を脅してきたため、職員が制止したが、当該文書は離さず、課長を呼ぶよう要求し、職員が席を外している間に当該文書を持ち去った。</p>	警察に被害届の提出について相談を行った。
令和7年1月	<p>要望者は、本市が実施中の入札公告について、質問提出期限を超えているにも関わらず追加の質問に回答するよう要望を行った。</p> <p>当該所管課から制度上、要望には応じられない旨を回答したが、繰り返し要望を行い、その実現を求めるため、関係課にも同様の要望を行った。</p> <p>また、要望の実現のため、職員の対応に問題があると主張し、侮辱発言を行うとともに、上司に代わるよう執拗に要望を行った。</p>	追加の質問に対する回答はできない旨を説明するとともに、上司に代わる義務はないとして、要望者の要望を拒否した。
令和7年1月	<p>要望者から情報公開条例に基づく情報公開請求があり、当該公開請求の開示文書を交付する際に、一部非公開であること及びその理由を説明したところ、当該対応を非難する発言に加え、職員を名指しで侮辱する等の行為を2時間35分にわたり行った。</p>	説明者からの説明を聞かないため、同席した別の者からも説明を試みたが、理解を得られなかった。